

遠野市市営建設工事について、次により条件付一般競争入札を実施する。

遠野市長 本 田 敏 秋

条件付一般競争入札公告

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 遠野市立綾織小学校校舎改築(建築)工事
- (2) 工事場所 遠野市綾織町下綾織地内
- (3) 工事概要 綾織中学校敷地内に木造2階建延面積約1,460㎡増築
- (4) 工事期間 平成22年11月11日まで

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 10 / 100以上

4 入札等の日時及び場所

- (1) 入札日時 平成21年9月2日(水) 午前10時00分
- (2) 入札場所 遠野市役所東館2階会議室

5 入札参加資格

- (1) 平成21・22年度遠野市市営建設工事入札参加資格者名簿の建築一式工事A級又はB級に登載されている市内業者であること。
- (2) 建築工事業に関する特定建設業の許可を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 令第167条の4第2項各号の規定又は同項後段の規定に該当した後2年を経過していない者でないこと。
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 法第27条の23第2項の規定による経営事項審査の有効期間(経営事項審査の審査基準日から1年7月)を経過していないこと。
- (7) 現に法第28条第3項又は第5項の規定により営業の全部又は一部の停止を命ぜられた者にあつては、入札の公告から入札の時までの間に、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加者資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (9) 遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領(平成21年遠野市告示第33号。以下「指名停止等措置要領」という。)による指名停止を現に受けていない者であること。

- (10) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がある者でないこと。
- (11) 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- (12) 次のア、イ又はウに掲げる者について当該ア、イ又はウに定める要件を満たす者を工事現場に配置できる者であること。ただし、ウにあっては法第26条の2第1項の規定により専門技術者が配置される場合に限る。

ア 現場代理人 入札に参加する者に雇用期間を限定することなく7に示す申請の日前3月以上継続して雇用されている者（入札参加者が個人である場合の本人及び法人である場合のその役員を含む。以下「常時雇用者」という。）で、他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者として配置されていない者であること。

イ 監理技術者

(ア) 常時雇用者で他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者として配置されていない者であること。

(イ) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を持ち、建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 専門技術者 常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者又は監理技術者として配置されていない者であること。

6 設計図書等の閲覧及び貸出し

- (1) 期間 公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前9時から午後4時までとし、貸出しは当日の2時間限りとする。
- (2) 場所 遠野市総務部財政課

7 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申請を行うこと。

(1) 入札参加申請書類及び提出部数

ア 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号） 1部

イ 確認書類

(ア) 入札参加資格確認調書（様式第3号） 1部

(イ) 配置予定技術者の雇用関係及び施工経験等を確認できる書類 1部

ウ 申請書の様式については、遠野市ホームページに掲載していること。

(2) 入札参加申請手続

ア 申込方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

イ 提出期限 平成21年8月6日（木） 正午までとする。

ウ 提出場所 遠野市総務部財政課

8 入札参加申請者への確認通知

入札参加申請者には、入札参加資格の確認後、入札参加資格の有無を条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号。以下「確認結果通知書」という。）により通知する。（通知予定日 平成21年8月10日）

9 入札の方法

- (1) 郵便による入札は、認めない。

- (2) 入札と同時に工事費内訳書（総括）（別紙４）を提出すること。
- (3) 工事費内訳書（総括）（別紙４）と入札書の金額が一致しない場合は無効とする。

#### 10 質問書の受付及び回答方法

- (1) 設計図書等に対して質問がある場合は、平成21年8月6日（木）正午までに、設計図書等に関する質問書（別紙５）により総務部財政課あて提出すること。
- (2) 回答は、条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（別紙６）により遠野市ホームページで通知予定日までに公表する。

#### 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 5に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札条件に違反した入札

#### 12 契約書作成の要否

契約書は、作成する。

#### 13 その他

- (1) 本件工事は、遠野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年遠野市条例第170号）第2条の規定により議決を要する契約となることから、落札者と仮契約を締結し、議決後に本契約となるものである。
- (2) 本件工事は、平成21年度及び22年度の2箇年度継続工事であるため、契約締結に当たっては、各年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各年度の出来高予定額を規定する「契約の特則」を付するものとする。
- (3) 本件工事は、低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書（別紙１）及び条件付一般競争入札心得（別紙２）を遵守しなければならない。
- (5) 現場説明は、行わない。
- (6) 契約締結時までに7(1)に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、総務部財政課に遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届（別紙７）を提出するものとする。
- (7) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (8) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (9) 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- (10) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

#### 14 照会先

- (1) 一般的事項 総務部財政課 [電話0198-62-2111・内線223]
- (2) 設計に関する事項 環境整備部都市計画課 [電話0198-60-1521・内線143]